

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手 続 名 : 特定旅客定期航路事業の許可
- ② 手 続 根 拠 : 海上運送法第19条の3
海上運送法施行規則第19条の2の3
- ③ 手 続 対 象 者 : 特定旅客定期航路事業
- ④ 提 出 時 期 : 運航開始前（標準処理期間1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月））
- ⑤ 提 出 方 法 : 次の掲げる事項を記載した申請書を作成し、航路の拠点を通る地方運輸局等へ提出
 - ・住所及び氏名
 - ・法人である場合は、役員の氏名
 - ・事業計画（次の(1)～(7)に係る事項）
 - (1) 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離（要航路図）
 - (2) 使用旅客船（予備船を含む）の明細
 - (3) 係留施設、水域施設、陸上施設、その他の輸送施設の概要
 - (4) 運航時刻
 - (5) 運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季
 - (6) 運航開始予定期日
 - (7) 運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲
- ⑥ 手 数 料 : なし
- ⑦ 添 付 書 類 : ・次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 海上運送法第4条1号、2号、及び5号の基準に適合する旨の説明
 - (2) 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴
 - ・申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が法第5条第1号及び第2号に該当しない旨の宣誓書
 - ・申請者が法人である場合は、その定款及び登記簿の謄本
 - ・当該運送に係る契約書の写し又は契約の申込みがあつた旨を証するに足りる書類
- ⑧ 申 請 書 様 式 : なし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：	北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
	関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-244-6113
	中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
	近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
	神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
	四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
	九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
	沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

3. 手続情報

① 審査基準：海上運送法第4条

② 標準処理期間：1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月）

③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による